８ 答 申 第 ４ 号

令和８年１１月１７日

久留米市長　原口　新五　様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会　長　　小　原　清　信

久留米市情報公開条例第１９条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和８年７月１４日付け８健総第３４７号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和８年５月２０日付け８健総第１４０号及び同年６月１８日付け８健総第２３３号の公文書部分開示決定に対する審査請求について

別　紙

答　申

第１　審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が令和８年５月２０日付け８健総第１４０号及び同年６月１８日付け８健総第２３３号により行った公文書部分開示決定（以下「本件各部分開示決定」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に係る経緯

年　　月　　日	経　　緯　　等
令和８年５月１３日	処分庁にて公文書開示請求書を受付
令和８年５月２０日	処分庁が公文書部分開示決定（８健総第１４０号。以下「第１処分」という。）を行う
令和８年５月２１日	審査請求人から第１処分に対する審査請求書が提出される
令和８年６月１８日	処分庁が対象文書を追加特定し、追加の公文書部分開示決定（８健総第２３３号。以下「第２処分」という。）を行う
令和８年６月２４日	審査請求人から第２処分に対する審査請求書が提出される
令和８年７月１４日	処分庁が行政不服審査法第３９条の規定により上記２件の審査請求を併合
令和８年７月１４日	処分庁から本審査会へ諮問

１　公文書開示請求

審査請求人は、社会福祉法人〇〇（以下「〇〇」という。）の入所者の成年後見人である。審査請求人は、令和８年５月１３日付けで、久留米市情報公開条例（平成１３年久留米市条例第２４号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、「〇〇の開設以降に提出された事故等に関する報告書や調査書等の一切の文書資料」の開示請求を行った。

２　処分庁の決定

処分庁は、当初、審査請求人の被後見人の誤薬事故に係る文書を対象として特定し、令和８年５月２０日付けで第１処分を行った。その後、開示請求書の請求範囲を再確認した結果、過去の報告書等まで対象を拡大し、令和８年６月１８日付けで第２処分を追加して行った。処分庁は、いずれも条例第７条第１号（個人に関する情報）に該当する不開示部分を除き開示する公文書部分開示決定を行った。

３　審査請求

審査請求人は、本件各部分開示決定において不開示とされた箇所の全部開示を求めて、第１処分について令和８年５月２１日付けで、第２処分について令和８年６月２４日付けでそれぞれ審査請求書を提出した。

４　審理手続の併合

処分庁は、令和８年７月１４日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３９条の規定により、２件の審査請求を併合することとし、審査請求人に通知した。

第３　審査請求人の主張要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由は、提出された書面及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

１　審査請求人は、被後見人に対する人権侵害に対し、憲法第２１条で保障された知る権利に基づき、被後見人の人権を回復し権利を擁護するため、誤薬という重大事故の全容を解明し関係者の法的責務を明らかにする義務がある。

２　〇〇は指定事業者でありながら事故報告や改善の法的責務を果たしておらず、将来の重大事故予防のために情報開示が必要であり、条例第７条第１号ただし書イの「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

３　障害者支援に関しては、自治体に指導監督義務がある。それを十分に行っていないのであれば、行政の不作為に該当する。今回の処分庁の決定は、〇〇の違法状態を認容し監督責務を放棄するものである。また、一の開示請求に対して分割して追加開示を行う手続は公務の緊張感を欠くものである。

第４　処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

１　本件不開示部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報（氏名等）、及び特定個人を直接識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報（患者の傷病名、受傷状況、投与された薬剤名、心身の状況等）であり、条例第７条第１号本文に該当する。

２　不開示とすることにより保護される第三者の権利利益（プライバシー）と、開示することにより得られる公益性（開示請求者の権利利益）とを比較衡量した結果、前者

が優越するため、条例第７条第１号ただし書イには該当しない。

３　よって、審査請求人の請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

第５　審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張に対して法令に則して検討した結果、次のように判断する。

１　本件審査請求の争点について

審査請求人の書面及び口頭意見陳述によれば、審査請求人は第１処分に係る文書に記載された当事者の成年後見人であることから、誤薬事故の重大性を指摘し、全容を解明し、関係者の法的責務を明らかにするとともに、自治体の指導監督義務の懈怠を是正するという主張には理解できる面もある。

しかしながら、情報公開制度は、条例第５条において請求権者を「何人も」と定めていることから明らかなように、広く市民の知る権利を保障することをその趣旨としている。本制度において開示の可否を検討する際には、開示請求者の事情や属性は判断基準とならず、条例に定める非開示事由に該当するかどうかを基に判断することになる。

以上を踏まえ、審査請求人及び処分庁の主張より本件審査請求の争点を整理すると次のとおりである。

（１）不開示部分の条例第７条第１号本文（個人に関する情報）の該当性

（２）不開示部分の条例第７条第１号ただし書イ（公益的開示）の該当性

以下、それぞれについて検討する。

２　条例第７条第１号本文（個人に関する情報）の該当性について

条例第７条第１号本文は、不開示情報として２種類の情報を定めている。

その第１は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）である。個人識別情報は、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含むこととされている。

不開示情報の第２は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「利益侵害情報」という。）である。個人情報のなかには、個人を識別できる部分を除いたとしても、個人の人格に密接に関連する情報であって、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するものがあり得ることから、このような情報を利益侵害情報として、不開示とすることを定めたものとされている。

そこで、本件各部分開示決定に係る不開示部分が、個人識別情報及び利益侵害情報に該当するかどうかを検討する。

本件各部分開示決定に係る不開示部分を審査会において確認したところ、当該部分に記載された情報は、利用者の氏名、年齢、性別、受給者番号、住所、電話番号、利用者の属する市町村名、施設職員の氏名、障害種別、投与された薬剤名、けがの状況、受傷部位、治療内容、利用者の特性等であることが認められる。

これらのうち、利用者の氏名、年齢、性別、受給者番号、住所、電話番号、利用者の属する市町村名及び施設職員の氏名の各情報は、特定の個人が識別できるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものであるから、個人識別情報に該当する。

次に、障害種別、投与された薬剤名、けがの状況、受傷部位、治療内容及び利用者の特性等の各情報は、これらの情報によって特定の個人が識別できるものではないが、個人の身体に関する私的な情報であり、個人の人格とも密接に関連するものである。これらの情報は、個人に関する情報のなかでも秘匿性が高いものであり、他人に知られたくないと考えることが通常であろうと思われる。したがって、これらの情報は、利益侵害情報に該当すると認められる。

以上のように、本件各部分開示決定に係る不開示部分に記載された情報は、個人識別情報及び利益侵害情報のいずれかに該当することから、条例第７条第１号本文の不開示情報であると認められる。

３　条例第７条第１号ただし書イ（公益的開示）の該当性について

条例第７条第１号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」という規定は、不開示により保護される個人の利益（プライバシー）と、開示により保護される人の生命や財産等の利益を比較衡量し、後者が前者に優越すると認められる場合には、当該個人情報を公開する必要性が認められることから、当該情報を開示しなければならないとしたものと解される。

審査請求人は、開示により保護される利益として、被後見人の人権擁護や将来の重大事故予防のための必要性を主張している。

そこで、本件各部分開示決定によって開示された事故報告書の情報について確認すると、「事故等の概要」の欄に記載された事故の日時、発生場所、事故等の種類については、ほぼ全ての情報が開示されており、「発見時の状況」の欄、「事故時の対応」の欄、「その後の経過」の欄及び「再発（未然防止）のための取組み」の欄については、個人識別情報及び利益侵害情報を除いた記述が開示されている。

これらの開示情報によって、処分庁が報告を受けた当該施設における事故の状況、施設の対応、再発防止の取組等を大まかに知ることが可能である。審査請求人が主張するように、これらの開示情報に加えて不開示情報を含めた全ての情報が開示されなければ、被後見人の人権擁護や将来の重大事故の予防を図ることができないと

いう合理的な理由は見出すことができない。

したがって、個人識別情報及び利益侵害情報を不開示とすることにより保護される利益を上回るほどの具体的かつ不可欠な公益性があると認めることはできず、条例第７条第１号ただし書イには該当しないと判断する。

４　まとめ

以上により、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年　月　日	経　過　等
令和８年８月２１日	令和８年度第４回審査会（審議）
令和８年９月２８日	令和８年度第５回審査会（審査請求人の口頭意見陳述及び審議）
令和８年１０月８日	令和８年度第６回審査会（審議）
令和８年１１月１６日	令和８年度第７回審査会（審議）

第７　久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役　職　名	氏　名
会　長	小　原　清　信
会長職務代理	木　下　宗一郎
委　員	綾　部　章　子
委　員	堀　田　富　子
委　員	西　野　惠　子
委　員	相　澤　直　子
委　員	堺　勇　介